

第 5 1 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年豊川市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （豊川市職員退職手当支給条例の一部改正） 第 6 条 （略） <u>（派遣先団体の特例）</u> 第 7 条 <u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第 2 条第 1 項及び第 3 条の規定の適用については、第 2 条第 1 項中</u> <u>「（8） 愛知県市長会」</u> <u>とあるのは</u> <u>「（8） 愛知県市長会</u> <u>（9） 公益財団法人愛知・名古屋アジア</u> <u>・アジアパラ競技大会組織委員会 」</u> <u>と、第 3 条第 1 号中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項（附則第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第 3 号において同じ。）」とする。</u>	附 則 （豊川市職員退職手当支給条例の一部改正） 第 6 条 （略）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に職員を派遣するため必要があるからである。